

令和2年5月1日

薬局管理者 各位

一般社団法人青森県薬剤師会
会長 木村 隆次

新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の
時限的・特例的な取扱いに係る、薬剤の配送料に係る国費支援について

平素より当会会営運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます

さて新型コロナウイルスの感染防止のための非常時の対応としての、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の時限的・特例的な取扱いについては、令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡(以下、「0410 事務連絡」)等により示されているところです。

0410 事務連絡においては、患者が、薬局において電話や情報通信機器による服薬指導等を希望する場合、処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載され、薬局はそれに基づき電話や情報通信機器を用いた服薬指導を行い、配送等により患者に薬剤を渡す、とされています。また、自宅療養または宿泊療養する新型コロナウイルス感染症患者に対して医薬品が処方される場合は、処方箋の備考欄に「CoV 自宅」または「CoV 宿泊」と記載され、同様の対応を行うとされています。

通常、患者に薬剤の配送等を行う場合の配送料については、療養の給付と直接関係のないサービスとして患者から徴収できるものですが、4月30日に成立した令和2年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症患者等への支援として、「電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用を支援する」ための費用が措置されました。

これを受け、「薬局における薬剤交付支援事業」が実施されることとなり、本県においては青森県薬剤師会が事業実施者となり、別紙のとおり、配送に係る費用の支援事業を実施することとなりました。

各薬局におかれましては、別紙を十分にご理解いただき、示された手順に沿って、配送に係る費用の請求手続きを行っていただくよう、ご案内いたします。

支援の対象となるのは予算成立日(4月30日)以降のものとなり、また、事業の実施期間中に予算上限に達した場合には、その時点で国費による支援は終了し、薬剤の配送に係る

費用については通常の取り扱いとなることをあらかじめご承知おきくださるようお願いいたします。

また配送方法に関しては、患者が希望する薬局に対して依頼することを踏まえ、また予算には限りがあることから、**薬局の従事者が直接届けることを基本**とし、それが困難な場合に限り、配送業者の使用(可能な限り安価な方法)を検討してください。

また、本事業により把握された「電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況」は、0410 事務連絡による対応の実績等の評価に活用することとされており、重要なデータとなりますので、各位のご協力をお願いいたします。

本事業は都道府県薬剤師会の会員・非会員問わず補助の対象となります。本事業に関する情報は青森県薬剤師会ホームページに掲載予定ですので、ご確認ください。